東京都北区議会

令和８年第３回定例会で可決した意見書・決議

- 中東情勢に伴う建設資材の供給不安や価格高騰等への対策強化を求める意見書
- すべてのケアラーに対する包括的な支援の強化を求める意見書
- 佐藤つかさ議員に対する問責決議

中東情勢に伴う建設資材の供給不安や価格高騰等への対策強化を求める意見書

中東情勢の緊迫化を背景に、原油及びナフサを原料とする建設資材等について、価格高騰や供給不安が生じている。塗料、シンナー、防水材、断熱材、塩化ビニル製品、屋根材など多くの資材で、価格改定や受注制限、納期遅延などが発生し、地域の建設事業者の経営に影響を及ぼしている。

東京都内においては、住宅建設、住宅改修及び公共施設の整備などが継続的に行われており、建設資材の価格高騰や調達環境の変化は、事業者の経営のみならず、工事の円滑な実施への影響も懸念されている。

このような状況の下、建設業は、地域の社会基盤を支えるとともに、災害時における応急復旧や防災・減災対策においても重要な役割を果たしていることから、その事業環境の安定を図ることが重要である。

よって、本区議会は、政府及び東京都に対し、中東情勢に伴う建設資材等の価格高騰及び供給動向の実態を的確に把握するとともに、建設事業者に対する緊急の経営支援、原材料及び建設資材の安定供給の確保並びに価格高騰対策について、必要な措置を速やかに講じることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年 10 月７日

東京都北区議会議長　青　木　博　子

内閣総理大臣　　高　市　早　苗　殿
財務大臣　　片　山　さつき　殿
経済産業大臣　　赤　澤　亮　正　殿
国土交通大臣　　井　林　辰　憲　殿
東京都知事　　小　池　百合子　殿

すべてのケアラーに対する包括的な支援の強化を求める意見書

近年、家族等の介護や日常生活上の世話を担う「ケアラー」への支援が重要な社会問題となっている。ケアラーが抱える負担は、身体的・精神的なものにとどまらず、孤立や、経済的な困難、学業、進学、就労など、その後の生活や人生にも大きな影響を及ぼすことがある。とりわけヤングケアラーについては、令和６年の法改正により、国や地方公共団体等が支援に努めるべき対象として法律上明確化されるなど、支援は着実に前進している。

一方で、働きながら介護を担うビジネスケアラー（ワーキングケアラー）、育児と介護を同時に担うダブルケアラー、高齢の家族を支えるケアラーなど、家族のケアを担う人は世代を問わず存在している。ケアを必要とする人への支援を充実するとともに、ケアラー本人の生活、健康、学び、就労及び社会参加を守るため、年齢や置かれた状況によって支援が途切れることのない、包括的な支援体制を構築する必要がある。

よって、本区議会は政府に対し、すべてのケアラーが過度な負担や孤立を抱えることなく、自らの希望する生活を送ることができるよう、下記の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

１、ヤングケアラーに限らず、すべてのケアラーを包括的に支援する基本理念を明確にし、必要な法整備を含めた支援体制を構築すること。

２、関係分野が連携し、ケアラーを支援するための実態把握、相談支援、ケア負担の軽減、休息の確保、学業・就労継続への支援、仕事と介護を両立できる環境整備を推進すること。

３、ケアラー本人と、ケアを必要とする家族を一体的に捉え、家庭全体への切れ目のない支援を推進すること。

４、地方公共団体が継続的に支援を実施できるよう必要な財政措置を講じ、ケアラー支援への社会的理解を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和８年 10 月７日

東京都北区議会議長　　青　木　博　子

内閣総理大臣　　高　市　早　苗　殿
財務大臣　　片　山　さつき　殿
文部科学大臣　　関　　芳　弘　殿
厚生労働大臣　　上　野　賢一郎　殿

経済産業大臣　　赤　澤　亮　正　殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）　　中　司　　宏　殿

佐藤つかさ議員に対する問責決議

東京都北区議会佐藤つかさ議員は、本年５月、北区が発注する「特別養護老人ホーム桐ケ丘やまぶき荘大規模改修工事」の工事現場の視察を申し入れたところ、安全管理上の理由から視察を受け入れることはできない旨の説明を受けた。しかし本年８月、佐藤つかさ議員は、北区及び請負事業者の許可を得ることなく、現場及び工事中の建物に立ち入り写真を撮影、その画像をＳＮＳ上に投稿し、不特定の者が閲覧可能な状態とした。

工事現場への立ち入りを制限することは、工事の円滑な遂行及び安全確保等の観点から一般的な措置であり、いかなる理由であれ、自らの判断により無断で現場に立ち入る行為は看過できるものではない。また、議員による情報発信には十分な配慮を要するが、立ち入りが禁止されている場所で撮影した写真を不特定の者が閲覧するＳＮＳに投稿したことは、現場の保安・安全管理に影響を及ぼすおそれがあるなど、極めて軽率な行為である。

本件については、工事の請負事業者から北区議会へ厳正な対応を求める申し入れがあり、北区長からも厳格な対応を求める要請がなされている。佐藤つかさ議員は、ＳＮＳへの投稿を削除し請負事業者へ謝罪の意を表してはいるものの、工事現場に無断で立ち入り写真を撮影し、更にこれを完全に消去することが難しいＳＮＳ上に投稿したことは、法令等を遵守すべき区議会議員としてあるまじき行為である。

よって、本区議会として、佐藤つかさ議員の一連の行為を区議会議員としての自覚と責任を著しく欠く極めて遺憾なものとし、同議員を厳重に問責し猛省を求めるものである。

以上、決議する。

令和８年 10 月７日

東京都北区議会